## 研究ノート

ライフデザイン学研究 14 p.139-152 (2018)

# 幼児期における障害理解教育の 実践上の課題に関する調査研究

Issues in the education of understanding disabilities for preschool children.

南野奈津子 田尻 由起 早坂 聡久 嶋崎 博嗣 中原 美恵 田村知栄子 MINAMINO Natsuko, TAJIRI Yuki, HAYASAKA Toshihisa SHIMAZAKI Hirotsugu, NAKAHARA Yoshie, TAMURA Chieko

#### 要旨

互いの違いを認め合い、障害を含む多様性を理解するための教育、活動(障害理解教育)の重要性が増している。しかし、幼児を対象とした障害理解教育に関する実践や研究の蓄積は未だ乏しい。すでに行われている障害理解教育としては絵本の読み聞かせなどが比較的多く、運動遊びなどを含む多様な障害理解教育が行われるに至っていない。本研究では、幼児向けの障害理解教育の実施における課題、障害理解教育に関する研修やツールのニーズ、そして運動遊びを活用した障害理解教育に関する認識について保育所、幼稚園、子ども園を対象としたアンケート調査を実施した。その結果、34.6%の機関が障害理解教育を実施しており、約6割の機関で障害理解教育の実施を検討していた。障害理解教育の実施の際にあると望ましいツールとしては「絵本」が最も多いものの「DVD」「指導案」もほぼ同割合であった。現に障害児保育を実施している機関と今後も障害理解教育に取組む意向との間に有意差が認められ、障害理解教育を実施している機関では、さらなる方法の広がりのニーズがあり、そのことが多様な障害理解教育に関する情報やツールを望む傾向を生んでいると推測された。運動遊びを活用した障害理解教育としては「DVD」をツールとして求める回答が最も多く、手順、進行、子どもたちの動線などを視覚的に把握できるツールを望んでいることが窺えた。障害理解を促進する教材としては、実践者側のニーズに添った様々な教材がパッケージのような形で求められている。

# 1. 問題の背景

現在、障害のあるものもないものも、ともに暮らしすく、参加しやすい社会を作ろうとする動きが、我が国を含めて、世界的な流れとなっている。2006年12月に国連にて採択され、日本においても2014年1月に批准をした「障害者の権利に関する条約(略称:障害者権利条約)」では、第3条に8つの原則が定められている。その3番目に、「差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ」、また8番目には「障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重」が記されている。それは「すべての障害者が社会の一員として社会に完全に参加し、社会は全ての人を受け入れること(インクルージョン)」、「障害のある子どもの能力がきちんと尊重されて、自分の在り方を尊重されること」であると東(2008)は日本障害フォーラムから発行された障害者権利条約の解説本の中で説明している。つまり社会全体で障害のあるものもないものも、ともに暮らしやすい社会を作っていくために、幼児期の子どもであっても、互いをよく理解し、尊重しあうことが大切であり、その一人一人の違いが認められ、また尊重されることを理解することで、将来の共生社会へとつなげていくことが大切であることを示唆している。

さらに、2016年に障害者差別解消法(正式名称:障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)が施行され、障害の有無にかかわらず、互いを尊重しつつともに生きる社会(共生社会)の実現を目指すこととなる。第一章総則(目的)には、「(省略)障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と記されている。共生社会の形成、実現については、特別支援教育の観点から矢仲(2017)が「障害の有無やその他の違いをともに認め合いながら、共に学ぶことを追求すること」と述べており、将来の共生社会に向けた一連の法的整備及び社会の流れとして、一人一人が尊重され、互いの違いを認め合い、障害を含めた人間の多様性を理解するための教育、活動(障害理解教育)の重要性が増している。こうした教育の提供においては、多様で柔軟な教育を展開することが重要であり、今後多様な課題を抱える子どもへの教育システムの構築への期待は大きいものとなっている(南野 2018)。

徳田・水野(2005)は、人間の価値の多様性を理解する重要性について、人間は多様であり、そのさまざまな人間の価値を、すなわち自分自身とは異なる人間の価値を認めていくことこそ、障害者をはじめとする福祉対象者の理解の第一歩であり、「認める」ためには、まず「知る」ことが前提となる、としている。また水内(2006)は、幼児期の子どもたちは「障害者」という概念で障害児をとらえているのではなく、何らかの「差異」がある人、ととらえているのであろう、と指摘する。この「人間は多様であるということを知る」ことこそが、障害理解教育へとつながっていくであろうと考えられる。徳田・水野はさらに、互いを知ることは、年齢が低いうちから実感できるように、親や保育所・教育者が伝えていくべきであり、子どもの発達や理解の程度に応じた、幼児期からの系統的な障害理解教育が必要である、と論じている。特に幼児期においては、「様々な障害者が世の中に存在していることを知らせるとともに、彼らに対するファミリアリティ(親しみ)を高めることに重点を置いた障害理解指導を行うことが重要」であると述べている。

しかし、水野・徳田(2006)による幼児対象の障害理解教育の実施に関する調査では、障害理解教

育を実施していた機関は被調査機関の19%と少なく、内容も「手話ソングを歌った」「障害のある人 や障害のある動物が出てくる絵本を読み聞かせた」「車いす使用者や視覚障碍者、盲導犬等を見かけたときに、どのようなことに気を付けるべきか具体的に話をした」等にとどまっている。一方で被調査機関の6割強は「幼稚園や保育所で障害について子どもに適切に教えられるように知識を付けたい」としており、幼児向けの障害理解教育の実践ニーズは高い。しかし幼児を対象とした障害理解教育に関する研究は希少であり(国立情報学研究所データベース:「就学前」「障害理解教育」10件)、幼児向けプログラムはニーズが高いにもかかわらず、実践や研究が乏しい状況にある。

障害理解教育の変遷と今後の課題について検討した田名部・細谷(2017)は、今後の障害理解教育の在り方について①発達段階に合わせた系統的・継続的な授業、②児童が主体的に取り組むことができる授業、③体験と知識を学ぶ機会を設けた授業、の3つの観点の重要性を見出しており、幼児期を含めた早期からの障害理解教育においては親しみやすさが重要であると述べている。また幼児期において保育者の役割として柳沢(2006)は、保育の現場においては、子どもたちの障害に対する理解を啓発していくことを担っていくこともまた、教育者(保育者)の役割である、と述べており、障害理解教育は幼児期から系統的・継続的に行うことが必要であり重要である。

東京都教育委員会は2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議」の最終提言(平成27年12月)を受けて、オリンピック・パラリンピック教育の実施方針を示し、「オリンピック・パラリンピックの精神」「スポーツ」「文化」「環境」の4テーマ、そして「学ぶ」「観る」「する」「支える」を組み合わせた多彩な取り組みを実施、そして障害者理解の促進や豊かな国際感覚の習得などを重点目標として掲げている(図1)。「オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議」では、"幼児期の体験が人間形成に大きな影響力を持つことを踏まえれば、幼児教育においても、幼児の発達段階に配慮しつつ、可能な範囲での取り組みが行われることが求められる。幼児期におけるオリンピック・パラリンピックをきっかけとした障害者スポーツに対する正しい理解と認識を求める上でも重要な意味を持っていることから、幼児期の教育から積極的に障害者スポーツに触れる教育の実施が重要な意味を持っている。との見解を示している。

小学生を対象に発達段階に応じた系統的な障害理解教育プログラムを開発し、有効性を検証した楠 ら (2012) は、スポーツを通して、障害のある人と一緒に楽しめるプログラム、ルールを考えた学年

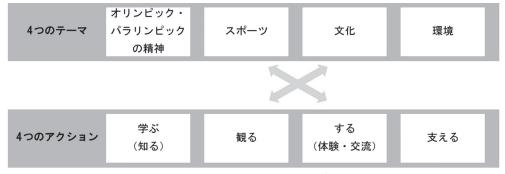


図 1 オリンピック・パラリンピック教育の基本的枠組み 出典 東京都教育委員会(2018)

だけに有意にプログラムの前後に実施したアンケートの「障碍者はみんなのスポーツができると思う」「障碍者はみんなと楽しく遊ぶことができると思う」に関する項目が向上し、「思考・活動型」の授業は障害理解を高めると述べている。パラリンピックでも実施されるような障害者スポーツは、障害の有無や年齢を超えて参加できるものが多い。そのため、障害者スポーツを素材とした幼稚園児、保育園児向けの障害理解教育プログラムは、体を動かすことを通じて多様性を尊重する力をはぐくみ、障害児にとっても他児とスポーツを楽しむことを経験し、互いの豊かな将来像を描くことにつながる。このことは、日本における子どもの多様性理解教育の促進、さらには将来の共生社会への促進においても有意義である。

しかし実際には、障害理解教育の実施は十分に浸透してはおらず、知見の蓄積も乏しい。障害者スポーツを活用した教育実践の知見も皆無に等しく、さらに乳幼児向けとなると、その実践や研究はさらに未開拓な領域である。また、そもそも障害理解教育の実践においては保育所や幼稚園も様々な認識や懸念があろうことも想像に難くない。一方では、すでに障害理解教育を行っている多くの機関では、絵本の読み聞かせや話をするといった、静的な活動が多い実態がある。こうした活動以外、例えば体験的な活動や運動を活かした障害理解教育の可能性についての情報が十分にないことも、障害理解教育の広がりが進まない一因であるとも考えられるのではないか。そこで本研究では、幼児向けの障害理解教育を実施するうえでどのような課題や懸念を抱えているか、障害理解教育の実施に向けてどのような研修やツールのニーズがあるか、そして運動遊びを活用した障害理解教育については実施についてどのような認識があるのかを明らかにするために、保育所、幼稚園、子ども園を対象としてアンケート調査を実施した。

## 2. 研究の方法

- 1)対象:ランダムサンプリングにより抽出された保育所・幼稚園・認定こども園 計2000か所
- 2) 対象地域:東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県
- 3) 方法:郵送法による自記式アンケート調査
- 4)調査時期:平成30年6月~平成30年9月
- 5) 倫理的配慮

アンケート調査送付時の依頼状及び鏡文にて、研究への協力は自由意志に基づくものであり、研究に参加しないことで一切の不利益を生じることはないこと、調査票は無記名であり、匿名化して処理を行うことにより、プライバシーの保護に十分配慮することを記載した。本研究は、東洋大学ライフデザイン学部研究等倫理審査委員会の承認を得て実施した。

(承認番号 LH30-007S)

# 3. 結果

#### 1)回答機関の基本属性

機関の属性としては保育所が最も多く(57.8%)、次いで幼稚園(25.0%)、子ども園(17.2%)の

表 1 基本属性

	項目	度数	%
種別	幼稚園	116	25
	こども園	80	17.2
	保育所	268	57.8
	合計	464	100
	私立	355	77.2
運営	公立	105	22.8
	合計	† 460	
	茨城県	60	13.1
	栃木県	26	5.7
	群馬県	33	7.2
武士	埼玉県	87	19
所在	千葉県	54	11.8
	東京都	140	30.6
	神奈川県	58	12.7
	合計	458	100
	異年齢保育	259	55.7
実施している保育	病児保育	15	3.2
	障害児保育	303	65.2
	肢体	130	28
受け入れ経験のある 障害種別	聴覚	99	21.3
	視覚	62	13.3
	知的•発達	375	80.6
	病弱	81	17.4
	その他	53	11.4
障害理解保育・教育 の実施状況	実施有	160	34.6
	実施無	303	65.4
00 × // // // // // // // // // // // // /	合計	463	100

表 2 異年齢保育及び障害児保育(統合保育)の実施状況(施設別)

	異年齢保育 *		障害児保育(統合保育) **	
	実施	不実施	実施	不実施
幼稚園	54	62	63	53
	46.6%	53.4%	54.3%	45.7%
子ども園	43	37	51	29
	53.8%	46.3%	63.8%	36.3%
保育所	162	106	189	79
	60.4%	39.6%	70.5%	29.5%

\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\*p<0.001

順となっている。私立と公立の区分では、私立が77.2%と多く、公立は22.8%である。内訳としては、幼稚園は学校法人が69.6%と最も多く、次いで自治体(19.6%)である。保育所は59.3%が社会福祉法人で、自治体が23.3%となっていた。なお、子ども園は学校法人(56.4%)、社会福祉法人(32.1%)、自治体(10.3%)の順となっていた。

	異年齢保育 n.s.		障害児保育 ***	
	実施	不実施	実施	不実施
私立	206	149	214	141
	58.0%	42.0%	60.3%	39.7%
公立	52	53	87	18
	49.5%	50.5%	82.9%	17.1%

表 3 異年齢保育及び障害児保育(統合保育)の実施状況(設置主体別)

\* p<0.05 \*\* p<0.01 \*\*\*p<0.001

異年齢保育、病児保育、障害児保育の実施状況については、障害児保育(65.2%)と異年齢保育(55.7%)の実施率は高いものの、病児保育の実施は全体で3.2%と低い。受け入れ経験がある場合、障害種別は、「知的・発達」が80.6%と最も多く、次いで「肢体」(28.0%)、「聴覚」(21.3%)、「病弱」(17.4%)であった。 異年齢保育と障害児保育の実施状況では、異年齢保育及び障害児保育とも保育所での実施率がそれぞれ60.4%、70.5%と高くなっている。なお、保育園は3歳未満児の受け入れにおいて、月齢や受け入れ人数に対応し柔軟にクラス編成を変えることがあることから、一概に比較はできないといえよう。 他方、障害児保育は、幼稚園・子ども園とも実施率が5割超となっているなかで、特に保育所の受け入れが多くなっていることがわかる。

この状況を私立・公立の区分でみると、異年齢保育では明確な差はないものの、公立の8割超(82.9%)で障害児保育を実施しており、私立に比べて有意差を認めることができる(表3)。なお、市町村によっては、障害児保育(統合保育)の受け入れにおいて、優先的に公立保育所に割り当ている場合もあり、この数値をもって私立において障害児の受け入れに消極的と指摘するものではない。

## 2) 障害理解教育の実施状況

障害理解教育の実施機関は34.6%、不実施の機関は65.4%であった。障害理解教育の実施状況については、実施機関が34.6%となっており、不実施の機関が65.4%となっていた。このうち、障害理解教育を実施している機関については、その理解を深める対象の障害種別について、「知的・発達」の理解を深めるための保育・教育を行っているものが116件と最も多くなっており、次いで「肢体」(63件)、「聴覚」(41件)、「視覚」(26件)、「病弱」(20件)の順となっており、実際に受け入れている障害児保育の障害区分に対応した障害理解教育を実施していた(図2)。

### 3) 障害理解教育の実施の意向と求めるツール

今後に向けて障害理解教育を実施したいと回答した割合は61.7%であった(図 2)。今後に向けて、望ましい障害教育用ツールとしては、「絵本」が最も多くなっているものの、他の回答項目と大きな差はない。また、「指導案」も110件と多く、教材単体でなく、そのねらいや活用を含む資料を望む声が一定程度あることが推察される。障害理解教育の実施効果に対する不安を解消する上でも複数、あるいは包括的なツールが求められているといえる。

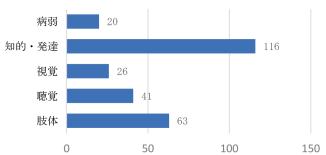


図2 どのような障害に対する理解を深める保育・ 教育を実施したか (MA)

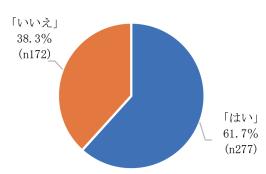
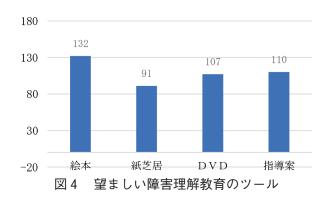


図3 障害理解教育の今後の実施意向



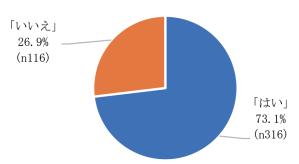


図5 運動遊びと関連した障害理解教育があれば実施したいと思うか

#### 4) 運動遊びと障害理解教育

現在、幼稚園や保育所で実施されている障害理解教育は、絵本や紙芝居といった「物語」やその登場人物を通して子どもたちに障害理解を促す取組みが多く、活動的な運動遊びは、教材も方法等も決して多くない。実施してきた障害理解教育に関する質問についても、「障害スポーツへの参加」という回答は、わずか4件であった。他方、「運動遊びと関連した障害理解教育があれば実施したいと思うか」との問について、73.1%が「はい」と回答しており、普及している「絵本」等を通した静的な障害理解教育ではなく、「運動遊び」といった動的な事例・教材・方法論等の開発・蓄積を期待する声が多い。

「運動遊びと関連した障害理解教育があれば実施したいか」の間に「はい」と回答した割合では、公立・私立の区分等では有意差は認められず、現に「障害児保育を実施している場合」に82.8%と高くなっており、同様に、今後に向けて障害理解教育に取組む「意向有り」と回答する場合に有意に高くなっていた(88.1%)(表 4)。

このことから、運動遊びと関連した障害理解教育については、障害理解教育に前向きに取り組んでいる保育士や機関において、より望まれていると判断できよう。

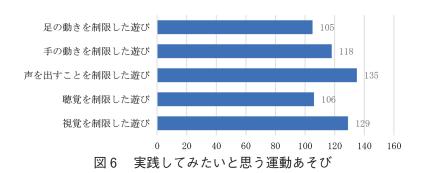
## 5) 実践してみたいと思う運動を活用した障害理解教育

実践してみたいと思う運動遊びとしては、「声を出すことを制限した遊び」が135件と最も多くなっており、子どもたちへの負担や取り組み易さを求めていると思われる。次いで「視覚を制限した遊び」

	運動あそびと関連した 障害理解教育		合計	
	実施意向 有り	実施意向 無し	цы	
私立	241	89	330	
	73.0%	27.0%	100%	
公立	70	27	97	n.s.
	72.2%	27.8%	100%	
障害理解教育・保育 実施意向有り	237	32	269	
	88.1%	11.9%	100%	***
障害理解教育・保育 実施意向無し	75	84	159	<u>ተ</u> ተተ
	47.2%	52.8%	100%	
障害児保育実施	125	26	151	
	82.8%	17.2%	100%	***
障害児保育不実施	191	90	281	<u> </u>
	68.0%	32.0%	100%	

表 4 運動あそびと関連した障害理解教育の実施意向





250
217

200
163

150
115

100
87

50
6

6
4

6
4

6
4

6
4

7
4

8
5

100
4

8
5

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
4

100
<t

図7 運動遊びを活用した障害理解教育実施の際に望ましい ツール

(1294) となっており、以下、「手の動きを制限した遊び」「聴覚を制限した遊び」「足の動きを制限した遊び」と続くが、大きな差はなかった(図 6.7)。

運動遊びを活用した障害理解教育実施の際に望ましいツールとしては、「DVD」が217件と最も多く、実施における子どもたちの動線や手順、進行状況等の遊びの全体像を視覚的に把握することを望んでいることが判る。次いで、「指導案」(163件)、そして「絵本」や「紙芝居」となった。

## 4. 考察・まとめ

本調査研究からは、障害理解教育の実施に関する意向を具体的に把握することができた。障害理解教育の実施機関が34.6%となっている実態からは、先行研究でも示されたように(水野・徳田 2006)、現在はまだ実践が十分には行われているには至っていない状況にある。一方で、今後障害理解教育の実施を前向きに検討している割合は約6割であり、実施そのものに対しては前向きにとらえている機関は多いことが示された。こうした状況は、近年の障害児を含む多様なニーズを抱える子どもの入園が増えている状況も反映されたとも推測できよう。

実施においてあればよいと捉えている教育用ツールとしては、「絵本」が最も多くなっていることについては、日常の保育・教育実践にも取り入れやすいことも一因であろう。また、「指導案」を望む声も多かった点について、単に教材があるだけではなく、その絵本や活動を行うねらいを伝えるための効果的な方法を習得したいという認識があることが示唆される。実施機関がまだ少ない現状においては、実施のためのツールを望む声が一定程度あることは当然ともいえる。障害理解教育そのものに対する情報の乏しさも、実施における教材を求める要因であろう。単に教材を提供するのみならず、実践者のニーズに添った教材をパッケージとして構築する必要がある。

「運動遊びと関連した障害理解教育があれば実施したいと思うか |との問については約7割が「はい | と回答しており、すでに一定程度普及している「絵本」等を通した障害理解教育に加えて、DVDを 中心とした、動的な動きを学ぶことができる事例・教材・方法論等の開発・蓄積を期待する声は多かっ た。「運動遊びと関連した障害理解教育があれば実施したいか」の問に「はい」と回答した割合では、 現に「障害児保育を実施している場合」に82.8%と高くなっている。このことから、より実践に関わ る具体的、実践的な情報を求めているといえる。今後に向けて障害理解教育に取組む「意向有り」と 回答する場合には運動遊びと関連した障害理解教育のビーズは有意に高くなっていたことから、今後 実施を検討したいと考えている機関、そしてすでに障害理解教育の取り組みを行っている機関それぞ れで、実践に関わる教材や情報のニーズがあるとおもわれる。なお、実践してみたいと思う運動遊び として「声を出すことを制限した遊び」が135件と最も多くなっており、日常の保育・教育活動に取 り入れやすい方法への志向もあるとも思われる。「視覚を制限した遊び」「手の動きを制限した遊び」「聴 覚を制限した遊び」「足の動きを制限した遊び」と続くが、大きな差はなかったことから、様々な身 体的機能と関連付けた活動が実践可能であると考えている傾向が示唆される。ツールのニーズとして は「DVD」が最も多いことからも、実施した際にどのような状況になるのか、そしてどのような子 どもたちの動線や手順、進行が活動として機能するのかなど、実施した場合の全体像を把握すること を望んでいることがわかる。

今後は、これらのニーズを踏まえつつ幼児向けの障害理解教育が開発されるとともに、それらが実践を行いながら内容の修正が行われ、子どもの発達段階、そして保育・幼児教育実践者側のニーズに添った内容にしていく取り組みが求められる。それらの教育プログラムやツールの実施の結果の評価も併せて行い、広くその結果を発信することが障害理解教育の広がり、そして結果的にインクルーシブ教育の発展につながるといえよう。

本研究は、東洋大学オリンピック・パラリンピック特別プロジェクト研究助成の成果の一部である。

## 文献

- 東俊裕(監修)、みんなちがってみんな一緒!障害者権利条約、日本障害フォーラム(2008)
- 糟谷知香江・柴田美優・池福泉・村上祐紀・佐藤凛・一門惠子、肢体不自由の当事者はバリアフリー絵本『わたしの 足は車いす』をどう受け止めるか 一障害理解教育の観点から一、紀要visio (九州ルーテル学院大学)、No.47、 17-29. (2017)
- 楠敬太・金森裕治・今枝史雄、児童の発達段階に応じた系統的な障害理解教育に関する実践的研究-教育と福祉の連携を通して、大阪教育大学紀要 第IV部門 教育科学、60(2)、29-38. (2012)
- 南野奈津子、特別な支援を要する幼児・児童の多様性と支援―外国人障害児に関する考察―、ライフデザイン学研究(13) 337-347. (2018)
- 水野智美・徳田克己、障害理解指導に関する幼稚園教諭の意識、日本教育心理学会総会発表論文集 (48), 87. (2006) 水内豊和、幼児期における福祉教育の在り方に関する研究—保育園児の障害理解と態度形成について—、幼年教育研究年報 (広島大学)、第28巻、61-69. (2006)
- 仲矢明孝、新しい特別支援教育―インクルーシブ教育の今とこれから、柘植雅義(編)。ぎょうせい(2017)
- 田名部沙織・細谷一博、障害理解教育の変遷と今後の課題:実践を中心とした今後の展望、北海道教育大学紀要 教育科学編、67(2):93-104. (2017)
- 徳田克己・水野智子 (編)、障害理解―心のバリアフリーの理論と実践、誠信書房 (2005)
- 東京都教育委員会。https://www.o.p.edu.metro.tokyo.jp/about-education (2018,9.22)
- 柳澤亜希子、保育者をめざす学生の障害に対する理解—障害のある人々との接触経験および障害理解教育との関連について—、北陸学院短期大学紀要、38、123-138. (2006)